郵便入札共通事項

1 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

与謝野町工事等契約に係る指名停止等の措置要領第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

- 2 入札手続等
- (1) 設計図書の閲覧

設計図書の閲覧は、与謝野町のホームページで行うこととする。

- 3 申請方法等
- (1)条件付一般競争入札参加申請書等及び入札書の提出
 - ア 条件付一般競争入札参加申請書等(以下「申請書等」)及び入札書の提出期限、 提出方法は、入札公告に示すとおりとする。
 - イ 申請書等及び入札書は、提出期限までに到達するよう、申請書等と合わせて「持 参」若しくは「一般書留で郵送」すること。
 - ウ 提出に当たっては、角形2号の外封筒(※1)に、条件付一般競争入札参加申 請書等と入札書及び入札書記載金額の内訳書(※2)が同封されている入札用封 筒(※3)を同封し提出すること。
 - ※1 外封筒については、表側に当該工事名、入札者の住所、氏名を記載し、裏側には両端2箇所に押印をして封かんすること。
 - ※2 内訳書は、別に定める入札心得に準じて作成すること。
 - ※3 入札用封筒の表側に工事名、工事番号、入札参加者の住所、氏名又は名称 記載し、入札書であることがわかるよう朱書きで入札書と表記し、裏面には両 端2箇所に封印をして封かんすること。
 - エ 1つの封筒に複数の入札書を同封してはならない。
 - オ 既に提出した入札書の書き換え、引き換え等は認めない。
- (2)入札書を郵送した後、入札を辞退する場合は、開札日時までに入札辞退届を入札 公告に示す入札担当課に「持参」若しくは「郵送」提出すること。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会うものとする。
- (4) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかをと問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札回数は1回とする。

4 開札の立会

入札書の開札にあたっては、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行うものと する。ただし、代理人による場合は、委任状を持参するものとする。

5 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

ただし、最低の価格が2者以上の場合は、くじにより決定するものとする。なお、 くじについては、入札参加者又はその代理人が抽選することとする。

6 入札の無効等

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 落札決定までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
- (2) 事前公表した予定価格を上回る入札
- (3) 町長が指定する入札方法に反した入札

7 入札の中止

入札参加者が無い場合は、当該入札の執行を中止するものとする。

8 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。ただし、与謝野町財務規則第128条に該当する場合は免除することがある。

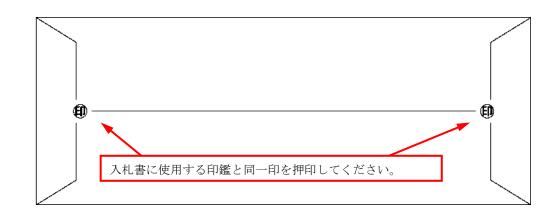
9 その他

- (1)入札参加者は、与謝野町財務規則及び入札心得並びに与謝野町の指示事項を遵守しなければならない。
- (2) 落札者の決定後、この入札に付する工事に係る請負契約を締結するまでの間において、当該落札者が入札公告の条件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

(表)

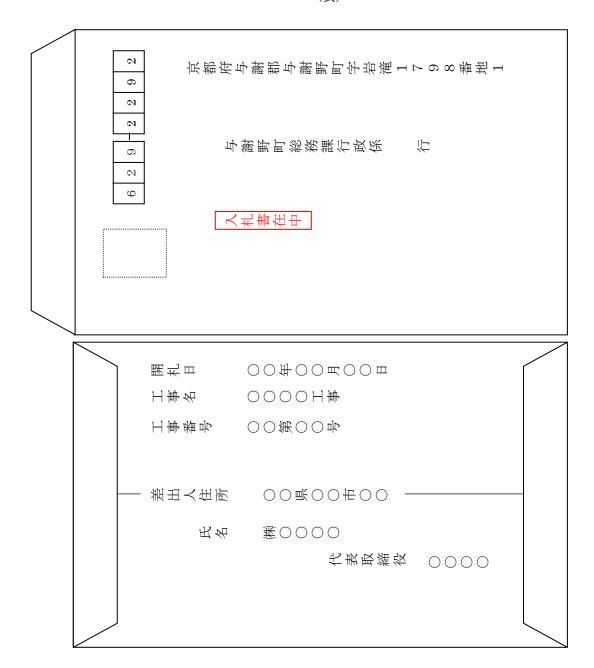


(裏)



備考 表面に工事名、工事番号、住所及び氏名又は名称を記入し、裏面に封印をしてください。

(表)



備考 申請書等及び入札書を入れた内封筒を入れてください。

封かんはしっかり糊付けしてください。

指定した方法以外の(普通郵便、FAX、電子メール等)での参加申込は無効となります。 提出期限後に到達した入札書等は無効となります。